

地方自治法改正に伴う総合計画の取扱いについて

【経緯】

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていた。平成23年5月2日に国の地域主権改革の下、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは自治体の独自の判断に委ねられることとなった。

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総務大臣通知(総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日)抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと(旧第2条第4項関係)

なお、改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- ・ (略)
- 15 その他法律又はこれに基づく政令……

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する案件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

綾町総合計画策定条例

第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

※綾町における基本構想の取扱いについて

地方自治法の改正(平成23年5月2日付)に伴い「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政を運営をはかるための基本構想を定める」義務付けは廃止された。

これまでの総合長期計画では、中長期的展望を描いたまちづくりの在り方を総合的に検討してきた。急速に進む少子高齢化や人口減少、自然災害、地域コミュニティの希薄化など社会情勢が目まぐるしく変化する中で、昨今では総合長期計画とは別に各課題解決に向けた個別計画の策定が進んでいる。更には各個別計画に基づきながら、その時々状況やニーズに応じ毎年度予算の中で可能な限り積極的に取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、施策や事業を総合的に位置づけた従来型の総合計画の在り方を見直し、各個別計画を基にその時々課題の緊急性、重要性を考慮しながら、機動的に取組みを展開する仕組みに切り替えることとする。

ただし、これまでの先人・先達が築いてこられたまちづくりの基本的な部分は、今後も未来永劫に引き継いでいかれるべきであり、その部分については今回「まちづくり指針」として策定し、まちづくりの指針をこれまでの基本構想と置き換え、今後はまちづくり指針と個別計画を基にまちづくりを具現化していくものとする。